

## 戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い (2)

長澤 秀

はじめに

- 一、朝鮮人鉱夫の労働
- 1 強制連行前史
- 2 常磐炭田への強制連行
- 3 朝鮮人労務管理 (以上第四七巻第一号)
- 4 労働と生活 (以下本号)
- 5 死傷者
- 二、朝鮮人鉱夫の闘い
- 1 戦時下の抵抗
- 2 八・一五解放直後の闘い
- 4 労働と生活

ここでは朝鮮人鉱夫の労働、寮での生活及び食生活について考えてみたい。

史苑 (第四七巻第二号)

### (一) 朝鮮人鉱夫の労働

常磐炭田でも朝鮮人鉱夫の大部分が坑内夫でそれも直接夫が多く、しかも直接夫に占める朝鮮人鉱夫の割合が年々上昇して、次第に日本人鉱夫に代わって坑内労働の主役になりつつあった (表18)。さらに中堅、若年層の応召による日本人鉱夫の高齢化傾向に対して、朝鮮人鉱夫の主力はまさに二〇代の若者達で構成されていたのである (表19)。にもかかわらず朝鮮人直接夫の多くは後山であり続け、戦時中はついに大量の朝鮮人先山が養成されることはなかった。<sup>(45)</sup> その原因としては新たに動員される朝鮮人のほとんどが炭鉱労働に未経験であり、かつ日本語の理解も不十分な者が多く、二年間の「契約期間」中にも逃走が続出した当時の状況下では、朝鮮人先山の養成のみならず熟練度の向上はかなり困難であったと思われる。従って未熟練朝鮮人坑内夫の増加は採炭能率の大幅低下、資材消費量の増大と

表18 職種別鉱夫数(2) (磐城炭礦(株))

	直接 夫		間接 夫		坑外 夫	
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人
1941年 7月	1,309	988	1,221	38	1,689	161
42年 1月	1,352	1,018	1,132	56	1,611	152
7月	1,119	929	1,135	38	1,865	239
43年 1月	1,275	1,172	1,211	66	1,943	305
7月	1,007	1,177	1,188	68	2,187	320
10月	840	1,211	1,320	140	2,152	334

注 月末在籍数である。

出所：磐城炭礦(株)「労務月報」より作成

表19 鉱夫の年齢

年齢	朝鮮人 鉱夫		全 鉱 夫	
	1944年10月末		1943年10月末	
15~20歳	435名	9.2%	752名	13.6%
21~25	1,587	33.4	894	16.2
26~30	1,365	28.7	905	16.4
31~35	614	12.9	856	15.5
36~40	475	10.0	797	14.5
41~45	197	4.1	637	11.6
46~50	66	1.4	671	12.2
51~55	11	0.2		
56~	4	0.1		
計	4,754	100.0	5,512	100.0

注 朝鮮人鉱夫は常磐炭礦(株)、全鉱夫は磐城炭礦(株)の月末在籍数である。

出所：石炭統制会東部支部文書及び表16の出所文書を調整。

なって現われただけでなく(表15)、朝鮮人鉱夫の死傷率が日本人を上回る高率を示す原因にもなった(後述)。

ところで戦時下の石炭独占資本が増産の根本策として労務対策を最重要視したことは前述したが、これは常磐炭田の個別石炭資本による日々の労務管理においては鉱夫の就業率向上と移動防止に集約できる。たとえば入山採炭(株)の朝鮮人鉱夫の就業率は、強制連行開始直後はわずか一五パーセントであったといわれるが、一九四一年には八七パーセントにも達して日本人鉱夫を上回った(47)。朝鮮人鉱夫の就業率は戦時中はおおむね八〇パーセント前後を示し、これは日本人鉱夫とほぼ同じ水準にあった(48)。ここで戦直前の鉱夫就業率を見ると、四か月間(一九四五年四月~七月)に日本人の就業率が約一〇パーセント低下しているのに対し、朝鮮人は八〇パーセント前後の高率を維持し、とくに大手資本(軍需会社指定炭鉱)での高率が目立つ。ただし茨城県の山口、山一、関本の朝鮮人就業率は相対的に低く、これは彼らが日帝の敗北を予期して抵抗(入坑拒否、サボタージュ)していた可能性があり注目される。というのは八・一五解放直後の朝鮮人の失業開始が、この三炭鉱はいずれも早かったのである(後述)。

朝鮮人鉱夫の労働時間と公休日については常磐炭田各社の「就業案内」「賃金規則」には日本人鉱夫との差違は認め

られない。たとえば労働時間は採炭夫の場合、多くの炭鉱で三交代制(拘束九時間、実働八時間)を採用し、公休日の規定(毎日曜日)の普通公休日、年始・紀元節・山神祭・旧盆等年間一〇~一四日間の特別公休日)とともに日朝鉱夫間に条文上の差違は無い。しかし実際には、しばしば繰り返された狂気じみた増産運動のために労働が強化され、公休日を返上したり連続二労働日の就労をしばしば強要された結果、日朝鉱夫の就業率が一〇〇パーセントを超えた月も現われたほどであった(石炭統制会東部支部文書による)。

(二) 朝鮮人寮での生活

常磐炭田の各炭鉱に就労する朝鮮人鉱夫の宿舎は三種類に分類されよう。第一は被強制連行朝鮮人が朝鮮半島から炭鉱に到着後、収容される寮(合宿ともいう)であり、一部は日本人が混住することもあるが、一般には朝鮮人専用である(表20)。寮の賄料(食費)は日本人寮と同額であるが、労務管理が厳しく自由行動がかなり制限されたり、寮長、会社係員による金銭管理が厳格である等、日本人寮との大きな差違が認められる。第二は被強制連行朝鮮人のうち訓練期間(六か月、のちに三か月に短縮された)終了後、妻帯者は家族呼寄せが奨励されており(後述)、これ

表20 寮収容人員（磐城炭礦株）

寮	1942年6月		1943年3月		1943年10月	
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人
御殿	28	168	130	194	144	339
住吉		61		123	}	139
宮沢		60		164		
第第	20	70	19	—	—	—
坂和	55	—	150	—	173	13
金親	—	—	—	—	—	427
協綴		181		395		312
第第	30	238	119	263	36	307
長小	23	204	43	294	22	
計 A	156	1,039	461	1,433	375	1,537
在籍数 B	4,060	1,252	4,427	1,599	4,312	1,685
A/B %	3.8	83.0	10.4	89.6	8.7	91.2

注 1 月末在籍数である。  
 2 一は寮が存在しない。  
 出所：表18に同じ。

らの一部の家族持ち朝鮮人は朝鮮人寮を出て、彼らだけの住宅に居住した。この場合は逃走の可能性も無いので、行動の制限は無かった。ただし当初は家族手当支給規定がない炭鉱が多く、家族を呼寄せても生活が苦しくなるばかりだったため、それほど多くはなかった。第三は既住朝鮮人の場合であるが、自宅通勤と会社住宅利用に分かれる。ただし常磐炭田の既住朝鮮人は非常に少なかった。

そこで被強制連行朝鮮人のほとんどが生活していた朝鮮人寮での生活について、関係者の証言を紹介してみたい。まず、入山採炭株青葉寮は古い炭鉱住宅を改造したもので、磐城炭礦株長倉寮とともにじめなものであったといわれる。その入山青葉寮に強制連行された朝鮮人によれば

青葉寮では同郷者はなるべく離されて収容され、他の棟を自由に訪問することは禁じられた。軽い病気程度ではとても休めず、けがで休む時には食事は量が少なくして一番最後になり、残飯整理だった。青葉寮では一か月に一人は病気やけがで死んでいき、何人かが行

方不明になった。ある行方不明者は数か月後に近くの岩山で首を括って白骨化しているのが発見されたという。この青葉寮では会社労務職員による暴力が日常的に行なわれていたといわれる。別の朝鮮人は

青葉第二西寮前にある警務所ではみせしめのために大勢の朝鮮人の前で、朝鮮人鉱夫が労務係によく殴られていた

と語った。では個別石炭資本はこれらの朝鮮人寮をどのように管理していたのだろうか。青葉第三西寮の寮長は次のように語った。

一九四一年六月頃には第三西寮には三四〇〜三五〇名の朝鮮人がおり、全員後山でした。部屋数は四〇あり、一〇畳一部屋に七〜八名入れました。寮長の重要な任務は入坑督励であります。四人の助手（助手は二交代制で、常時二名が勤務する）とともに寮管理しました

長倉寮の様子について当時の寮長は次のように語ってくれた。

一九四五年夏頃には川平坑と綴第二寮から転入してきたので長倉寮の朝鮮人数は二〇〇名から四四〇〜四六〇名ほどに増加した。寮の管理は寮長以下、四名の助手と寮主及び朝鮮人通訳で行なっていた。助手のうち二名は朝鮮人だった。朝鮮人鉱夫は軍隊式に編成され、寮長が大隊長、日本人助手が小隊長、朝鮮人鉱夫が隊員であった。入坑、出坑の際は隊列を組んで行進させ、逃走防止のために引率者を付添わせた。

ある時、青葉寮で日本人労務係による朝鮮人鉱夫への私刑が問題となり、朝鮮の江原道から捜査のため出張してきた警察官に同行して案内して回ったことがあった

では朝鮮人鉱夫は自由時間、たとえば公休日をどう過ごしていたのだろうか。「就業案内」に見る慰安娯楽施設はどの炭鉱も充実していて魅力的である。しかし戦時下、とくに戦争末期の殺気だった増産運動が展開される中で、朝鮮人鉱夫が「小名浜海岸での無料海水浴」を楽しんだり「陸球・野球・陸上競技部」で練習に励んでいたとは思えない。

さらに個別石炭資本の中には売春宿と契約し、朝鮮人鉱夫に利用させていた例もあった。この種の懐柔は朝鮮人鉱夫の日帝に対する抵抗心を萎縮させると同時に、わずかばかりの小遣い銭を冗費させることで逃走防止にも一定の効

果があった。しかしこうした自由時間や休日も戦争の進展とともに労働強化により短縮・返上を余儀なくされ、また極度の食糧不足のために食糧の確保にもかなりの時間を費やさざるを得なくなっていた。

(三) 朝鮮人鉱夫の食生活

強制連行開始直後における各炭鉱の朝鮮人鉱夫一人一日当たりの主食(米穀)消費量はおよそ八合(一一四〇グラム)であり、中には日本人鉱夫よりも一合程度多かったという報告もある。しかし米穀の割当通帳制が常磐炭田にも適用された一九四一年六月以降は、朝鮮人鉱夫の主食消費量は五・八〜六・五合に大幅低下した。同年一二月には重筋労働者としての労務加配(一合二四〇グラム)が認められたものの六・五合程度にしか回復せず、翌四二年には四合の配給米と若干の特別配給米の水準にさらに低下した。鉱夫への四合の配給米もその後は麦、ジャガイモ、サツマイモ等の配給に代用され、戦争末期には配給量はわずかに二・八合に、一九四五年七月一日以降はさらにこの一〇パーセント減の水準まで低下させられたのであった。このため戦争末期の常磐炭礦(株)鉱夫一人当たりの配給食糧による摂取カロリーは、わずかに二〇〇〇カロリーであったという。この程度の配給食糧だけでは石炭の生産はおろか生

命の維持さえ難しく、鉱夫はヤミ食糧や混食材料の入手買出しに奔走することになった。ここで敗戦前後の常磐炭礦(株)の朝鮮人鉱夫一人一日当たりの摂取カロリーを見れば一九四五年六月中平均 二三〇二カロリー  
七月中 " 二〇〇九 "  
八月中 " 一八八七 "  
九月中 " 一九三〇 "  
にすぎず、炭鉱労働者としての必要熱量である三〇〇〇〜四〇〇〇カロリーには遠く及ばなかった。もっとも常磐炭田の配給食糧の不足はすでに一九四二年春には重大問題化しており、鉱夫の就業率や労働意欲に深刻な悪影響を与えていた。これは磐城炭礦(株)の家族呼寄せ朝鮮人一家をめぐる食糧事情である。

採炭夫 金山米吉(仮名)

(イ) 家族状況

主人及祖母(七八才)母(四三才)弟(一九才)弟(一四才)妹(一一才)弟(八才)弟(六才)計八名

(ロ) 一日当飯米配給量

一升八合(一人当 二合三勺)

(ハ) 飯米不足補填方法

毎月三回ノ配給デ月々ノ大小ニモ依ルモ大抵ノ場合一回ニ一斗八升八勺前後ノ配給ヲ受ケ元来半島産ノコノ家族ハ皆胃袋ノ出来具合ガ内地人ノソレヨリ大ナルタメカ一〇日分ノ配給米ガ何時モ六日半デ尽クル状態ナリ ソレガタメ夕食ダケハ何時モ粥ヲ撰ルコトニシ尚山草、野菜等ヲ採リテ混食ニ努力スルモノ〇日分ノ米ハ八日目デ尽キ主人ハ弁当抜キデ入坑スル日ガ毎月五六回アルタメ充分ナル仕事ハ到底不可能ナリ

朝鮮人寮では食事は一応一日に三回出たが、麦飯(茶碗に軽く一杯)、味噌汁、漬物(一口分)だけで量が少なすぎた。このため体が丈夫な人でも一か月に二五日、普通の人は二〇〜一八日の出稼日数がせいぜいだったという。またこの炭鉱の別の朝鮮人は

食事は量的に不足していても重労働に耐えられず、食糧不足が出勤率を大いに低下させた

この文書には日本人鉱夫一家も食糧購入のために近隣農村に出かけたが郷里から食糧を持参して、大根、昆布の混食や雑炊などで辛うじて飢えを凌いでいる窮状が紹介されている。しかしほとんどが寮に住み厳しい管理下に置かれた朝鮮人鉱夫の場合は、外出も制限され農村への買出しも困難であったと思われる。従って彼らは摂取カロリーの多くを寮での食事に依存せざるを得なかったが、これさえし

ばしは寮長、寮主らの不正にあつた。またヤミ食糧は高価なために彼らの月々の小遣い銭はすぐ消費されるので、朝鮮人鉱夫の食生活は日本人鉱夫より一層みじめであったと思われる。

古河好問の朝鮮人によれば

5 死傷者

常磐炭田に動員された朝鮮人の死傷者を分析することは、戦時下の彼らの労働実態を知る上で不可欠である。一般に戦時下の炭鉱夫の死傷病は業務上(公死傷病)と業務外(私死傷病)に大別され、前者の場合は鉱夫扶助規則(鉱夫労務規則。その内容は各社ごと若干異なる)と健康保

表22 主要炭鉱の鉱夫解雇事由

解雇事由	1943年度							1944年 4~9月
	北海	東北	東部	宇部	九州	全国	全国	
日 本 人	円満退山	5,319	2,868	718	3,207	23,296	35,408	13,362
	逃走	3,075	430	104	953	14,043	18,605	6,516
	業務上死亡	243	51	4	28	477	803	526
	業務外格昇	279	45	6	81	760	1,171	625
	応召・入営	801	180	5	198	1,614	2,798	1,430
	其他	5,038	872	103	698	12,050	18,761	17,700
	其	4,460	872	191	733	14,059	20,315	10,717
計	19,215	5,318	1,131	5,898	66,299	97,861	50,876	
朝 鮮 人	期間満了	2,791	920	0	66	2,842	6,619	1,715
	円満退山	1,530	380	50	1,712	3,810	7,482	3,231
	逃走	3,038	1,299	55	3,434	23,589	31,415	21,350
	業務上死亡	303	34	0	31	434	802	511
	業務外格昇	99	14	0	18	111	242	166
	応召・入営	3	0	0	0	8	11	51
	其他	—	—	—	—	—	—	1,729
其	1,960	242	16	445	5,715	8,378	5,901	
計	9,724	2,889	121	5,706	36,509	54,949	34,654	

- 注 1 主要炭鉱とは年産5万トン以上の炭鉱。  
 2 朝鮮人鉱夫の応召・入営による解雇は1944年5月に始まる。  
 3 1944年8、9月は釧路転換鉱夫を除く。

出所：石炭統制会勤労部文書

(一) 常磐炭田  
 常磐炭田の被強制連行朝鮮人の死亡数は一九三九〜四三年度の累計で一三六名に達したと見られる(表24)。このうち常磐炭礦(株)一社だけで八五パーセント(一一五名)を占め、とくに旧磐城炭礦(株)の死亡数が多い(74)。

むね日本人鉱夫の二倍程度と推定できよう)。そこで具体的な死傷病率を見れば、これも断片的資料であるが、一九四三年四月には朝鮮人鉱夫の業務上死傷病率は大手(会員炭鉱)、弱小(組合炭鉱)とも日本人鉱夫の約一・五倍の水準にあり、とくに弱小資本での死傷病率が高かった(表23)。これを地域別に見れば、東部支管内炭鉱の朝鮮人の死傷病率は大手、弱小ともに全国平均を上回った。また翌四四年一月には朝鮮人の業務上死傷病率は地域、資本の大小を問わず、さらに上昇している。

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(長澤)  
 健法によって救済されることになっており、当然朝鮮人鉱夫もこれらの対象とされていた。また被強制連行朝鮮人に対しては「移入朝鮮人労働者ノ災害事故取扱要綱(一九四四年九月六日)によって、石炭統制会が殉職者(業務上死亡)その他に関する救済規程を定めていた。  
 とところで植民地出身労働者としての朝鮮人鉱夫の特質を把握するためには、勿論、業務外死傷病や同伴家族も分析対象とする必要があるが、資料面での制約もあり、小論では単に労働災害の面に絞って考えることにして、業務上(公)死傷をとり上げるに留めたい。

(一) 全 国  
 戦時下全国の炭鉱では年々一五〇〇名前後、常磐炭田でも一〇〇名前後の鉱夫が業務上の労働災害によって死亡している(表21)。このうち朝鮮人がそれぞれ何名だったのか、判然としない。負傷者数も毎年多数に上ったが、この民族的内訳も判然としない。  
 次に断片的資料であるが一九四三年四月〜四四年九月の全国主要炭鉱について見ると、業務上死亡数は日本人、朝鮮人とも一三〇〇余名でほぼ同数である(表22)。しかし在籍数は日本人が大部分なので(表9、10)、死亡率は逆に朝鮮人が高くなると思われる(この期間の平均で、お

表21 災害死傷者数

年	全 国				仙台・東京鉱山監督局管内			
	死 亡	負 傷		死 亡	負 傷		主 な 災 害 (死亡4名以上)	
		休 業 2週以上	休 業 3日以上		休 業 2週以上	休 業 3日以上		
1939	1,195	29,540	48,214	86	2,677	5,995	5月, 磐城炭礦でガス爆発9名死亡 3月, 磐城炭礦でガス爆発4名死亡	
40	1,317	33,373	50,674	115	2,952	6,565		
41	1,425	83,718		80	2,927	8,409		
42	1,679	84,547		109	10,789			
43	1,554	91,854		93	11,181	9月, 大日本炭礦で爆発5名(うち朝鮮人2名)死亡		
44	1,868	90,993		131	10,171			
45	1,292	59,951		174	7,137	4月, 小田で坑内火災65名(うち朝鮮人6名)死亡		

注 業務上のみ計上してある。

出所：商工省『本邦鉱業の趨勢』他より作成。

表23 死傷病件数と死傷病率

支部別	1943年4月						1944年1月		
	死亡		傷病		死傷病率%		死傷病	死傷病率%	
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	朝鮮人		
北海	会員	14 (28)	20 (6)	776 (3,535)	749 (2,478)	0.7 (8.1)	1.2 (9.5)	957 (2,662)	1.5 (7.3)
	組合	(2)	1	93 (170)	131 (103)	1.6 (6.5)	4.5 (7.6)	132 (143)	7.5 (7.7)
東部	会員	2 (4)	2 (3)	364 (611)	171 (353)	1.6 (5.6)	2.0 (8.9)	286 (539)	1.9 (10.0)
	組合	1 (3)		185 (275)	42 (28)	1.3 (3.8)	3.6 (4.8)	80 (27)	8.7 (5.7)
九州	会員	29 (61)	18 (13)	2,749 (10,138)	1,825 (3,713)	1.0 (8.8)	1.7 (7.6)	1,913 (4,153)	1.9 (7.9)
	組合	13 (9)	4 (4)	1,264 (1,700)	508 (747)	1.5 (4.2)	1.7 (5.4)	759 (1,187)	2.6 (9.0)
全国	会員	45 (93)	40 (22)	3,889 (14,284)	2,745 (6,549)	1.0 (8.3)	1.5 (8.2)	3,156 (7,354)	1.9 (8.4)
	組合	14 (14)	5 (4)	1,542 (2,145)	681 (878)	1.5 (4.3)	2.1 (5.5)	971 (1,357)	6.3 (7.5)

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(長瀬)

注1 上段は業務上、( )内は業務外である。  
 2 調査範囲は全国主要炭鉱(179鉱)とする。  
 出所：石炭統制会労務部文書

(七三名)。さらに一九四二年七月〜四四年九月の東部支管内炭鉱の死傷率を見れば、この期間の平均で朝鮮人の業務上死亡率は日本人の四倍以上に達した(表25)。表25によれば敗戦が近づくにつれて日本人鉱夫の死亡率が低下し逆に朝鮮人の死亡率が急上昇しているのは、職種別労働力構成の変化に伴い大量の未熟練朝鮮人鉱夫が荒廃して危険な採炭現場に回され、狂気じみた増産に駆り出されたためと思われる。このことは将来、災害死傷者の職種、死因等を具体的に分析する過程でより明確にされるであらう。

注  
 (45) たとえば戦争末期に常磐磐崎の直接夫は日本人、朝鮮人とも二六九名ずつだったが、このうち日本人先山は一六三名に対し朝鮮人先山はわずか二二名にすぎなかった。  
 (46) 前出、木山茂彦による。  
 (47) 『半島労働者勤労状況に関する調査報告』五〇頁。

(48) たとえば常磐炭田の六社九炭鉱の一九四四年一月の就業率は朝鮮人八〇パーセント、全鉱員八二・六パーセント、同年八月は日本人一般七九・三パーセント、被強制連行朝鮮人七九・〇パーセントであった(石炭統制会文書による)。  
 (49) このため家族が密造酒造りをする例もあったといわれる。たとえば磐城炭礦株の場合、表二〇の中、在籍数から寮収容人員を差引いた分が家族を呼寄せた朝鮮人鉱夫数と推定される。

(51) 表一三によれば南樺太からの再連行朝鮮人を除く既住朝鮮人はわずか八二名であり、しかも大手炭鉱にはほとんど在籍していない。

(52) 林潤植(慶尚北道から一九四二年五月に動員された)。  
 (53) 李八龍(江原道から一九四三年九月に動員された)。  
 (54) 橋本顕治。一九四三年から二年以上、寮長を勤めた。  
 (55) 大田原宗三。一九四三年一月から寮長を勤めた。  
 (56) 入山炭礦就業案内。

(57) 古河好間炭礦就業案内。  
 (58) 入山採炭株では湯本町上川にあった朝鮮人売春宿と契約していたという。

(59) ただし朝鮮人鉱夫の多くは公休日でも自由行動が制限されていた、遠出は困難だった。

(60) 入山の例は『日本鉱山協会史料七八輯・半島人労働者ニ関スル調査報告』(一九四〇)五一頁。磐城、古河好間の例は『特高月報』一九四一年六月分。

(61) 前註の入山の例。  
 (62) 米穀配給基準による炭鉱夫(特別重労働)の一人一日基準

史苑(第四七巻第二号)

量は、男子でわずか四合(五七〇グラム)とされた。しかし常磐炭田の個別資本は朝鮮人鉱夫に抵抗されて一気にこの規正標準率に減食できず、一時的に六合五勺(古河好間)、五合八勺(磐城)に留めざるを得なかった(『特高月報』一九四一年六月分)。  
 (63) 入山の例(半島労働者勤労状況に関する調査報告)一〇三頁。この資料では朝鮮人六・五合強、日本人五・六四合の配給としているが、副食物や調味料には日本人に一・八倍も支出しており、結局総合では朝鮮人五六銭、日本人七八銭強となり(賄料はとも一日五五銭)、朝鮮人鉱夫に対する差別的待遇が認められる。

(64) 石炭統制会東部支部「常磐地方炭礦労働者食糧不足事情」一九四二年五月。  
 (65) 石炭統制会東部支部文書。  
 (66) 木山茂彦『壁に語る』(一九五九)二五二頁。  
 (67) 福島県警察部文書。  
 (68) (64)に同じ。

(69) 戦時中の食糧配給の不正(ピンハネ)は戦時中の朝鮮人鉱夫の抵抗だけでなく、八・一五解放直後の朝鮮人鉱夫の闘いや日本人鉱夫による労働組合結成の原因にもなった。

(70) 前出、金忠鎮による。  
 (71) 鄭業源(忠清北道から一九四二年七月に動員された)。  
 (72) 各社の就業案内による。  
 (73) 遺族への扶助料(八条)、遺骨遺品取扱(一〇条)等、全文一九条から成る。

(74) 磐城は坑内維持が悪く、そのために労働災害が多発したと



表25 災害死傷者数と死傷率 東部支管内

期 間	死傷別	日 本 人			朝鮮人 B	B/A
		一 般	短 期	計 A		
1942年7月 ～ 43年3月	死 亡 死亡率%	21 1.10	2 2.24	23 1.15	15 3.69	3.21倍
	負 傷 負傷率%	10 0.52	8 8.95	18 0.90	7 1.72	1.91
43年4月 ～ 44年3月	死 亡 死亡率%	24 0.89	2 1.10	26 0.90	26 3.77	4.19
	負 傷 負傷率%	22 0.81	21 11.53	43 1.49	12 1.74	1.17
44年4月 ～ 44年9月	死 亡 死亡率%	12 0.87	1 0.80	13 0.86	22 6.18	7.19
	負 傷 負傷率%	3 0.22	8 6.43	11 0.73	3 0.84	1.15
計又は加重平均	死 亡 死亡率%	57 0.96	5 1.41	62 0.97	63 4.28	4.30
	負 傷 負傷率%	35 0.58	37 9.54	72 1.12	22 1.53	1.36

注 1 業務上のみ、負傷は重傷者のみ計上してある。  
 2 死傷率は各期末在籍数1,000名に対する比率（千分率 %、年率換算）を示す。  
 3 朝鮮人は既住朝鮮人を含む。  
 4 ただし本表に集計漏れの死傷例も多いと思われる。  
 出所：石炭統制会東部支部「災害原簿」他より作成。

## 二、朝鮮人鉱夫の闘い

### 1 戦時下の抵抗

戦時下の苛酷な弾圧下にあっても、常磐炭田各炭鉱の朝鮮人鉱夫は様々な方法で日本帝国主義、石炭独占資本の搾取と抑圧に抵抗し続けた。朝鮮人鉱夫は逃走、サボタージュ、再契約拒否等の非暴力的抵抗だけでなく、しばしばストライキや暴力行動を伴った直接的で激しい抵抗も敢行した。こうした戦時下の朝鮮人鉱夫の必死の抵抗は、日帝の日朝民族対立政策によって日本人鉱夫に植え付けられた根深い民族排外主義を克服して、同様に日帝、石炭独占資本の搾取と抑圧に苦しむ日本人鉱夫との共同闘争を実現する条件を作り出したし、また戦時下の抵抗体験は八・一五解放直後の朝鮮人自身による大きな闘いの流れの源流にもなったのである。

ここでは朝鮮人鉱夫の逃走の実態や官憲文書に現われた直接的な抵抗を通して戦時下の朝鮮人鉱夫の抵抗を考えるが、その前にまず常磐炭田の個別資本による逃走防止策について見ておきたい。

#### (一) 逃走防止策

戦時下の日本石炭産業の生産要素の第一が労務であり、とりわけ鉱夫数の充足にあったことは前述した。従ってその多くを直接接夫で占めた朝鮮人鉱夫の大量かつ不連続の逃走（他産業への移動）は、石炭独占資本の増産計画を根底から揺るがしたばかりでなく、日帝の「労計」「国計」遂行を混乱させ、経済統制による軍需物資、エネルギーの生産力拡大を企図する日帝のもくろみに対して重大な障害になり得た。ゆえに日帝は早くから国家総動員法に基づく一連の法令<sup>(1)</sup>で炭鉱夫の移動防止を図り、朝鮮人鉱夫に対してはとくに定着奨励（契約期間延長）政策も強行されたのであった。しかし一般に戦前の炭鉱夫移動率は他産業に比べて高く、戦時下の完全雇傭状態では植民地出身の朝鮮人鉱夫の場合にはさらに高率になった。というのは朝鮮人鉱夫の場合には他産業との賃金格差、苛酷な労働条件といった一般的理由だけでなく、戦前の日本石炭産業が抱えていた前近代の労務管理が植民地出身労働者に対しては一層露骨に作用したので、彼らの移動率は驚くほど高くなった<sup>(2)</sup>。

次に常磐炭田各炭鉱で採用されていた朝鮮人鉱夫に対する逃走（移動）防止策を具体的にみていく。これには会社労務職員による日常的な脅迫、暴力行使や前述した厳格な金銭管理（預金送金制度）、寮制度の他に、次のようなさまざまな



戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長澤）

さまざまな方法が含まれていた。

#### A 家族呼寄せ制度

訓練期間終了後、朝鮮にいる家族の呼寄せを認めた（交通費は会社が負担）。当初常磐炭田の個別資本は、家族と炭鉱に縛り付けて朝鮮人鉱夫の逃走を未然に防止するこの制度に大いに期待し奨励したが、当初は家族手当も付かず、これに応じた朝鮮人は少なかった。

#### B 逃走防止懸賞金

各朝鮮人寮ごとに逃走率引下げの目標値を設定し、実績に応じて手当（懸賞金）が寮を管理する労務職員に支給された。

#### C 契約期間延長の強要

被強制連行朝鮮人鉱夫の契約期間は一〜三年間（多くは二年間）であり、契約満了後は解雇され帰郷することになっていた。しかし個別資本自身は契約期間の延長を早くから望んでおり、契約満了後の朝鮮人鉱夫に再契約を強要していた。その後、朝鮮半島からの新規動員が困難になった戦争末期には全国的規模で契約延長が石炭統制会と協和会による「定着指導」として二回実施されたが、一九四四年

#### D 官民一体の監視

常磐炭田の個別資本は着山直後の朝鮮人について、「内地渡航の有無、内地知人関係、素行、性質、国語程度」等、詳細に亘る顔写真付き個人カードを作製したほか、労務職員が日常的に監視し逃走意思の有無を秘かにチェックしていた。

個別資本による朝鮮人鉱夫に関するこうした個人情報、関係監督官庁に提出する文書や指定統計の基礎になった。ちなみに石炭個別資本が被強制連行朝鮮人のみに関して提

出すべき各種指定統計は少なくとも一三種類にのぼったが、これらの提出先は福島、茨城両県の警察署を始め、県協和会、県職業紹介所、石炭統制会東部支部、仙台及び東京の鉱山監督局等、団体や県、国の多くの行政組織に及んでおり、常磐炭田の朝鮮人鉱夫の労働と生活全般がいかに「官民一体」による二重三重の監視下に置かれていたか推察できよう。

#### (二) 逃走

逃走は戦時中、一貫して朝鮮人鉱夫解雇事由の最大のものであり、応召入営や円満退山による解雇が多い日本人鉱夫に比べてひとときの特異であった（表22）。前述のように常磐炭田でも強制連行開始直後の逃走率は全国的にも高かったが、その後も逃走は続出し、一九四三年二月までに動員された朝鮮人一万四七五二名中、五一二五名（三四・七パーセント）が逃走し（表24）、常磐炭田でも逃走は朝鮮人鉱夫減員事由の第一位を占めていた。

次に常磐炭田各炭鉱の逃走の実態について、関係者の証言を若干紹介したい。入山採炭俵のある幹部は、青葉寮から逃走発生の電話連絡があると寮の係員と一緒に逃走朝鮮人を捜したという。

逃走は点呼の時に発見しました。すぐにトラック（木炭車）で近くの山々を走り回り、追いかけました。捕まれば警察の内係に引渡して強制送還してもらうか、会社に引き戻しました

青葉第二西寮の労務係助手は次のように語った。

寮管理者の仕事は入坑督励と逃走防止です。入坑督励とは要するに殴りつけることで、そのための木刀や皮ベルトがありました。また逃走防止のために外部から朝鮮人に来る手紙を密かに開封して、通訳に読ませていました。それでも第二西寮では一晩に一八名がいったんに逃走したことがあります。夜中に山中を逃走し、勿来や茨城県まで行って汽車に乗るようでした。そこで私は会社に「四倉―水戸」駅間の定期券を買ってもらい汽車の中を警戒した結果、二か月間で三名の逃走朝鮮人を発見しました。彼らは服装、持物や挙動ですぐに分かりました

常磐炭田から逃走する朝鮮人の多くは鉄道を利用して京浜方面に向かうため、国鉄常磐線の最寄り駅は会社職員によって警戒されていたという。たとえば古河好間の朝鮮人

表26 朝鮮人鉱夫の抵抗例

No.	年月日	会社炭鉱	参加朝鮮人数	抵抗の原因
1	1939. 10. 27	磐城長倉	150名	坑内作業の危険性
2	11. 19	磐城	138	強制貯金への不満
3	12. 18	磐城内郷	13	同僚の坑内変死
4	1940. 1	磐城内郷	24	賃金、強制貯金への不満
5	1. 3	磐城内郷	5	妻病気でも帰郷させず
6	1. 5	古河好間	7	朝鮮人通訳への反感
7	1. 11	古河好間	25	寮賄料の値上げ(一日50銭→60銭)
8	1. 24	入山湯本	430	同僚の病死(私刑か)
9	2	磐城内郷	15	同僚の坑内負傷
10	4. 2	磐城長倉	200余	日本人鉱夫の暴行
11	10. 27	入山湯本	80余	日本人労務係の暴行
12	1941. 6. 3	磐城内郷	40	飯米の削減(8合→5.8合)
13	6. 8	古河好間	165	飯米の削減(8合→4合)
14	9	磐城長倉	1	食糧問題
15	1942. 5. 31	磐城内郷	86	食糧問題
16	10. 6	古河好間	10余	日本人労務係の暴行
17	12. 15	大日本勿来	40余	日本人労務係の暴行
18	12. 16	古河好間	81	日本人労務係の暴行
19	1943. 1. 25	磐城内郷	12	賃金への不満
20	8. 23	上岡	17	食糧問題、飯場料の値上げ(一日80銭→90銭)
21	1944. 2. 5	大昭上山田	約20	日本人労務係の暴行
22	10. 16	常磐内郷	5	賭博現場のトラブル

注 上岡炭鉱は福島県双葉郡に位置する。ただし被強制連行朝鮮人は在籍しない。  
出所：内務省警保局『特高月報』、平区裁判所『裁判原本』より作成。

の抵抗が見られ、また磐城炭礦(株)一社に全体の半数の抵抗例が集中した。抵抗の原因はさまざまであるが、日本人労務職員の暴行が原因でしばしば寮全員の朝鮮人鉱夫が参加する抵抗が起きたことは、これらの抵抗が朝鮮人鉱夫間に広い支持・共感を得ていたものと思われる。また一九四一年六月以降は配給食糧の大幅削減に反対して、各地の炭鉱で罷業が相次いでいる。抵抗の内容は入坑拒否、怠業が多いが、会社労務管理の末端(日本人労務係、朝鮮人通訳等)に対する暴行やハンスト、さらには陳情書郵送や落書き等もあって多種多様であり、戦時下の苛酷な弾圧下における植民地

(1939年10月～44年11月)

抵抗の内容	結果
入坑拒否申合せ	警察が事前弾圧
返済しなければ入坑拒否申出	警察が弾圧
入坑拒否、怠業	1名、朝鮮に送還
出身面事務所に陳情書郵送	要求通らず
怠業	警察が弾圧
朝鮮人通訳を暴行	厳重警告を受ける
絶食同盟を結成	警察が弾圧し、4名送還
一斉罷業、労務係を暴行	警察が日本人2名、朝鮮人2名検挙
この切羽の作業中止を要求	会社が弾圧
罷業、労務係を暴行	警察が朝鮮人30名検束
寮詰所に集まり抗議	警察が4名検束
罷業(空腹のため)	警察が弾圧
飯米の増量要求し、罷業	警察が弾圧、会社は6.5合給食
不穏落書	警察が厳戒処分
飯米の増量要求し、ハンスト	警察の弾圧等により中止、3名検挙
抗議	警察が弾圧
労務職員らに暴行、寮内部を破壊	5名に懲役6月～4月、4名に罰金70円の判決
労務係に暴行	警察が厳重説諭し釈放
賃金値上げを要求し、怠業	警察が2名検挙、誓約させ釈放
飯米の増量と飯場料の値上げ取消しを要求し、同盟休業	飯場料の値上げ取消し、飯米の増量は認めず(4合)
抗議、日本人労務係を暴行	警察が4名検挙し送検(暴力行為等処罰に関する法律違反)
日本人労務係を暴行	警察が5名検挙し送検(傷害罪)

は  
週に一度の休日には自由時間がとれ、平まで遊びに行けた。しかしこの日は会社の労務係が駅の改札に待機していて、逃走を警戒していた  
と話した。  
(三) 官憲文書に見る抵抗  
戦時下常磐炭田の朝鮮人鉱夫の抵抗を全面的に把握するのは困難だが、官憲文書でその一端をうかがうことはできよう。即ち、特高月報などの官憲側文書でも朝鮮人鉱夫による直接的な抵抗が二二例認められる(表26)。このうち強制連行開始直後の半年間に九件

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(長澤)

出身労働者のギリギリの抵抗が見てとれよう。

朝鮮人鉱夫の抵抗は一般には請願調査やお抱え暴力団の支援を受けた会社側の手で弾圧されたが、大規模な抵抗や日帝にとって危険性が高いものは官憲に出勤を要請した(表26)。その結果、抵抗の中心となった朝鮮人鉱夫が弾圧、逮捕され、彼らは不良分子として朝鮮に送還されたり、時には起訴されて有罪判決を受けた。こうして朝鮮人鉱夫達の要求は出動した警官隊の威かくと実力の前に、そのほとんどは実現しなかった。しかし要求を個別資本側に承認させた例もあったことに注目すべきである(表26のNo.13飯米の増量要求、No.20寮賄料の値上げ取消し要求)。というのは寮賄料値上げや配給食糧の大幅削減は朝鮮人のみならず日本人にとっても共通の切実な関心事であり、ここに日本人鉱夫が自身の民族排外主義を克服して朝鮮人鉱夫と連帯し、共同闘争を展開できる可能性があった。ただし、これらの朝鮮人鉱夫達の入坑拒否、ハンスト等による必死の闘いに対して、日本人鉱夫達がどう対応したのか、官憲文書では判然としない。しかし朝鮮人鉱夫に対する給食量削減の緩和や、朝鮮人寮の賄料値上げ取消しは、結果として日本人鉱夫側にも良い影響を与えることになったと思われる。

2 八・一五解放直後の闘い

日帝敗戦の知らせが常磐炭田の朝鮮人鉱夫間にすぐ伝わったらしいことは、早くも彼らの怠業が一五日当日(大日本勿来)や翌一六日(赤井、小田、東邦櫛形、関本)に始まっていることから容易に推察できる(表27)。また敗戦直前にすでに山口炭礦では怠業を始めていた事実も注目されよう。以上の炭鉱の多くが弱小資本ないし南樺太からの再連行朝鮮人を就労させた炭鉱だったことが、闘いの組織化を容易にしたのかも知れない。だが、これらの炭鉱での朝鮮人の闘いはその後は発展できずにいた。その壁を打破り、闘いの流れを更に大きくしたのが常磐炭礦(湯本礦)の朝鮮人鉱夫達だった。

(一) 常磐炭礦(湯本)での闘争

常磐炭礦の朝鮮人鉱夫が闘いに立ち上った直接のきっかけははっきりしないが、一〇月七日(日)夜に帰還日時が判明するまで就労しない旨を湯本礦の全朝鮮人鉱夫が申合せ、翌朝一番方より休業状態に突入したことが、以後一月中旬に離山するまで続いた常磐炭田全体に及んだ一連の朝鮮人の闘いの始まりになった。以下、この時期を三期に分けて考えてみたい。

1 期(一〇月七日〜一〇月一八日)

湯本礦での自然発生的な入坑拒否に始まり、朝連(在日本朝鮮人連盟)福島県本部主催による会社自治会館での集会開催までの期間。「明確な帰還日時の提示」を求める朝鮮人側に即答できない会社側は、朝鮮人側代表三名と労務係長の木山茂彦を関係官庁陳情のために上京させた。彼らは一〇月一六日に結成直後の朝連中央も訪問したが、これが直接のきっかけで日本共産党と朝連中央が常磐炭田の朝鮮人の闘いを指導することになったといわれる。

この間、朝連福島県本部が結成されて(一二日)朝鮮人の闘いは盛り上り、磐崎礦(一三日)、鹿島礦(一四日)、内郷礦(一六日)が続々に休業状態に入った。また一七日の集会後、「朝鮮独立」を叫んでデモ行進もあった。この段階までの朝鮮人の闘いは一部に日本人労務職員や朝鮮人通訳に対する暴行があったものの、比較的穏健で帰還を急ぐ示威運動の域を越えなかったといえる。一方、個別資本は闘いが日本人鉱夫に波及するのを恐れ

表27 朝鮮人鉱夫の怠業 1945年10月22日現在

炭 鉱	怠業開始	帰 還 希 望 数			備 考
		労働者	家族	計	
常好勿赤小上	10. 7	1,915	655	2,570	70名就業中 輸送決定送還準備中 7名就業中 坑外7名就業中
	10.15	606	128	734	
	8.15	320	0	320	
	8.16	107	65	172	
	8.16	57	83	140	
山 田	9.27	174	31	205	40名就業中  4名就業中
	10.19	155	4	159	
	10. 6	77	0	77	
	8.16	149	20	169	
	8.16	59	30	89	
中 神 櫛 関 山 山	8.10	21	4	25	4名就業中
	8.20	13	48	61	
	9.20	355	220	575	
	9.20	22	2	24	
田 川 東 北 前 田		4,030	1,290	5,320	
東部支部計					

出所：石炭統制会東部支部文書

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(長澤)

て、朝鮮人鉱夫の早期送還を模索していたようである。

2期(一〇月一九日～一〇月二七日)

金斗鎔らの来山に始まり、朝連福島県本部による「声明書」提出までの期間。一九日に来山した朝連中央文化部長の金斗鎔、日共の今村秀雄(小菅刑務所出所直後)らの指導によって朝鮮人の闘いは一層組織化、左傾化し、その指導力は常磐炭田の全朝鮮人鉱夫に及びつつあった。一九日の激しいアジ演説に続き、二一日には会社の物資配給所の調査と「命令状」(これは「要求条件」のタタキ台になったもので、朝連湯本分会の名で会社側に通告された)提出、さらに二三日の朝鮮人大会の強行及び「要求条件」(回答期限は二四日)提出により、ここに朝鮮人の闘いは頂点に達した。この間、会社の荷扱所が次々に調査され、また朝鮮人の暴力の対象は日本人労務職員の外に調査され(特高内鮮係)にも及んだ。<sup>(21)</sup>

ここに至ってついにGHQ(連合軍最高司令部)が軍事介入し、朝鮮人の闘いは全く新たな局面を迎えた。<sup>(22)</sup> まず二六日夜、福島軍政部郡山分遣隊のスコルスキー中尉以下二二名が完全武装で平に到着、翌二七日には福島からヘース中佐外一名が湯本に到着し、直ちに活動を始めている。二七日に占領軍が内郷、湯本両礦で朝鮮人鉱夫代表に対して

行なった一連の説明の内容は

- 1 朝連の言葉は信用してはいかぬ
  - 2 流血の事態を起こすな
  - 3 今後、倉庫調査をした時は、軍法会議において処罰する
  - 4 会社に要求しても出来ることも出来ないこともある
  - 5 用があれば、マッカーサー司令部に持って来ること
  - 6 帰還するまで仕事をせよ。<sup>(23)</sup>
- というもので、これは朝連、日共の指導と朝鮮人鉱夫を切り離し、朝鮮人鉱夫の闘いを全面的に否定するものだった。加えて朝鮮人は二五～二六日に衣類、日用品の支給があり(この時、日本人鉱夫への支給は無かった)、かつ圧倒的な軍事力を誇る占領軍の命令とあって、不満ながらも従わざるを得なかったようである。さらにこの日(二七日)夕方、朝連幹部が平警察署に召喚され、朝連福島県本部の名で屈辱的な事実上の闘争終了宣言ともいえる「声明書」<sup>(24)</sup>を提出させられている。

3期(一〇月二八日～十一月七日)

会社側の回答書提出から、朝鮮人鉱夫と家族が帰還するため離山するまでの期間。朝鮮人側「要求条件」<sup>(25)</sup>に対する会社側回答書は二八日午後五時に平警察署で、副所長の大

表28 離山朝鮮人数 1945年11月17日現在

炭 鉱	朝鮮人 鉱夫数	家族数	離 山 朝 鮮 人 数							残留者数
			11/2	11/3	11/4	11/6	11/8	11/16	11/17	
常 磐	2,291	339	200				60		2,355	15
好 間	611	55	70			25		563		8
勿 来	172	12	80				30	71		3
赤 井	126	69	50				119	6		20
小 田	12	13				25				0
上 山	179	11					30	160		0
中 郷	82	3				40		45		0
神 山	67	33					20	80		0
櫛 形	183	44				170		57		0
関 本	50	16					30	32		4
山 口	21	11						31		1
一 川	31	19					30			20
田	254	143		200	161					36
東部支部計	4,079	768	400	200	161	379	200	1,045	2,355	107

出所：石炭統制会東部支部 “Outline of Jōban Coal”

越新、副事務長兼労務課長の中村豊から朝連幹部に手渡された。この日、昼、ヘース中佐らは清宮一郎、会社幹部(所長の大貫経次、大越新)、通訳(鈴木伝明)朝鮮人二世)らと回答書の内容について打合せしており、従ってこの回答書は占領軍に支持されていた。この内容は朝鮮人側の要求をほとんど拒否した強硬なものだった。<sup>(26)</sup>

さらに占領軍は闘いの息の根を止めるべく、翌二九日、金、今村を同夜開催予定の集会の件で平警察署に召喚し警告したが、その席上、占領軍側の「取調への態度」<sup>(27)</sup>の中で、双方の間で数時間に亘る激しいやりとりがあった。結局、その夜の集会は

- 1 アメリカ軍が立会う
  - 2 統制を乱すようなこと(労働者をアジること)の演説をしたら、直ちに捕縛する<sup>(28)</sup>
- との条件で許可された。次いで占領軍側から前日手交された会社側回答書を受理するや否や質問があり、

- 1 我々から出ている案は認められていない
- 2 本筋の金銭の問題。朝鮮人鉱夫は毎月二〇円の預金、送金があるので、現在は金は持っており、非常に困っている。<sup>(29)</sup>

史苑(第四七卷第二号)

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長澤）

と抗議した。これに対し、ヘース中佐は

- 1 日本の法律の要求より多い
- 2 日本の法律は連合軍が必要と認めた法律なので、それに従わなければならない
- 3 朝鮮人鉱夫を働かさなければ、二人を責任者として捕縛する

と威かくした挙句、二人を「トラブルメーカーなり。支那人以下なり」とこき下ろしたのであった。

この夜（二十九日）の集会は金斗鎔、今村秀雄の演説が天皇制廃止に及んだため、列席したシンパーガー中佐からそれぞれ中止命令を受け、聴衆は解散させられた。以後、この種の集会が開かれることは無く、常磐炭礦の朝鮮人の闘いは次第に低調になり、十一月十七日までに朝鮮半島に帰還するため離山していった（表28）。なおこの間、一月八日に朝連福島県本部委員長の金鐘生が占領軍指令違反で連合軍将校に検束されている。

## （二）その他の炭鉱での闘争

結成間もない朝連中央及び福島県本部は、常磐炭礦の闘いを組織しながら、同時に他の炭鉱でも朝鮮人の闘いを組織し指導した。中でも日曹赤井炭礦での指導は比較的順調に進み、会社側に要求書を提出して回答書を引き出している。

（32）しかし、古河好間や東邦櫛形などの炭鉱では朝鮮人の闘いを十分に組織できないうちに、朝鮮人鉱夫が離山していった。これらの炭鉱では常磐炭礦の闘いが占領軍の実力

に弾圧されるのを目の当たりにし、加えて一〇月末頃から衣類、食糧、日用品等が特別配給されたこともあって、朝鮮人の闘いは低調だったようである。

以下、各炭鉱ごとにこの間の朝鮮人の闘いを見て行きたい。（33）

### A 古河好間炭礦

古河好間の朝鮮人鉱夫八〇〇名は常磐湯本礦の朝鮮人達の闘いの影響を受けて、一〇月一三日から罷業を開始した。しかし、炭田第二の生産高を有する本炭鉱への波及を恐れた石炭独占資本及び占領軍側の強い警戒に会い、加えて一〇月二五日にはいち早く朝鮮人鉱夫に対し特別配給（米一人四合五勺配給、酒九樽支給、作業衣・地下足袋等の日用品を有料配給）が実施されたため朝連側の指導は不調に終り、会社側への要求書はついに提出されなかった。

### B 大日本勿来炭礦

大日本勿来の朝鮮人鉱夫は一〇月二七日に常磐炭礦とほ

ぼ同様の要求書を提出した。（34）翌二八日に朝連が「朝鮮人側は入抗しないことにもう。要求書は微温的ならダメだ」と会社側に申し入れたが、要求書の訂正はしなかったようである。一〇月三〇日現在、一部の朝鮮人（坑内夫二〇名、坑外夫四〇名）が就労した外は、多くの朝鮮人は罷業を続けた。一〇月末か一月初め頃に地下足袋、作業衣の配給が行なわれた模様で、結局、要求書に対する会社側の回答書は引き出せなかったようである。

### C 東邦櫛形炭礦

東邦櫛形の朝鮮人鉱夫は九月初めから休業していたものの、日本人労務職員に対する暴行や倉庫調査もなく、会社側への要求書も提出しなかった。食糧配給量は一日二合八勺で外にいくらか特配があったが、それでも三合二、三勺であった。本炭鉱に朝連がオルグ活動に來山した形跡は確認できない。

### D 日曹赤井炭礦

常磐炭礦の闘いの影響を最も強く受けた日曹赤井の朝鮮人鉱夫は、一〇月二二日に「一日五合の主食を要求して実力で倉庫の物資を検査した」後、常磐炭礦同様に二四日に日用品を要求する要求書を会社側に提出した。（35）翌二五日に

は李外四、五名の朝鮮人が「退職手当と不払い金をなるべく支給するよう」会社側に申し出ている。

要求書に対する会社側の回答書は二九日付で朝連福島県本部宛に提出されたが、前日の常磐炭礦の場合同様、朝鮮人側の要求はほとんど拒否された。（36）

### E 上山田炭礦

上山田の朝鮮人鉱夫は一〇月二六日夕、池口所長に一〇月三一日を回答期日とした要求書を提出した。（37）二八日に朝連側がトラックで炭鉱に行き、要求書の件で交渉したが、会社側は「要求は全面的にマッカーサーより回答があるはず」として即答を避けた。三一日に会社側から回答書を引き出したかどうかは判然としない。

### F 関本炭礦

関本の朝鮮人鉱夫の稼働率は九月はわずか二二パーセントで、一〇月三日以降は就労しなかった。当初は朝鮮人個人々が要求を日本人係員に訴える程度だったが、一〇月二五日にようやく会社側に正式に要求書を提出できた。（38）その後経過は不明であるが、一〇月末か一月初め頃に作業衣、地下足袋等の配給があった模様である。

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(長澤)

#### G 山一炭礦

山一では一〇月二五日に南樺太からの再連行朝鮮人鉱夫が常磐炭礦とほぼ同様の要求書を提出し、回答期日を二七日午後四時までとしたが、二七日、会社側は「本社東京にあり、関係官庁と相談の上、何分の解答を為す」として回答を避けている。その後の経過は不明であるが、一〇月末か一月初め頃に作業衣、地下足袋等の配給があった模様である。

#### H その他の炭鉱

その他、小田、中郷、神山、山口の四炭鉱における朝鮮人の闘いについては判然としない。

#### (三) 帰還闘争

朝鮮への帰郷は再契約や徴用をされ、飢餓と重労働に苦しんでいる常磐炭田の朝鮮人鉱夫と家族にとって、今や大きな希望であった。八・一五解放直後、いち早く退職、帰郷する朝鮮人も多少見られたが、しかし常磐炭田の朝鮮人鉱夫と家族が帰郷するため離山できたのは、一〇月七日以降炭田で展開された朝鮮人の闘いの結果であった。

常磐炭田での朝鮮人の闘いが高揚するや、占領軍第八軍経済部長バラード大佐は、配下のジェームズ中尉、ドーヴ

以上のように常磐炭田の朝鮮人の帰還闘争は、朝鮮人側の希望と占領軍、日帝側の政治的思惑が偶然一致する形でおおむね成功裏に進められたが、一方ではいくつかの深刻な問題も生じていた。

#### A 離散家族の発生

一九四四年九月に南樺太の四炭鉱から三四三名の朝鮮人鉱夫が常磐炭田に再連行されたが、彼らの家族の大部分が南樺太に残留したまま敗戦を迎えた。これら家族は日本や韓国に引揚げる機会を与えられないままソ連領内で居住し続けており、常磐炭田に再連行された朝鮮人とは今日もお再会できない悲劇的状況が八・一五解放以後、作り出された。<sup>(44)</sup>

#### B 帰還の遅延

輸送見通しが無いまま常磐炭田の朝鮮人鉱夫と家族は、特別編成の列車で日本海側の諸港に輸送された。このうち一月一六、一七両日に新潟港に向かった三〇〇〇名を超す朝鮮人は「船舶の都合がつかず」新潟市内四か所の粗末な宿舎で待機を余儀なくされ、約一か月後に博多港ないし佐世保港に転送されて再び一か月程足止めされた後、ようやく朝鮮半島に帰還できたといわれる。<sup>(45)</sup>この間、待機が長

史苑(第四七卷第二号)

少佐らを秘かに炭田に派遣し、情報の収集と分析に当たさせた。その結果作成されたジェームズ中尉の一〇月二一日付、常磐炭田に関する第八軍司令官宛報告書が、占領軍側に朝鮮人鉱夫の就労を断念し急速な送還を決議させることになったようである。これ以降、朝鮮人送還のための集団輸送計画が占領軍の指示下に、石炭統制会東部支部を中心に調整され、実際の朝鮮人の離山は一二月二日に始まり、一部の残留者を除いて一七日に一応終了している(表28)。<sup>(46)</sup>この間、一月八日に仙台第一四軍団司令部での日米会談、翌九日には平での日米会談で、占領軍将校と日本政府代表の間で朝鮮人の急速送還の遂行が再確認されている。<sup>(47)</sup>このように常磐炭田の朝鮮人の送還が急速に着手された背景には、一層の深刻化が予想された当時の日本国内の食糧事情、朝鮮人に代る日本人新規労働力確保の見通し等の理由以上に、朝鮮人の闘いが日本人労働者階級を政治的に覚醒させ、日朝人民大衆間に共同闘争が生み出されることを占領軍、日帝の双方が極度に恐れたことがあげられる。実際、彼らは明確な輸送見通しも無いままに、朝鮮人を常磐炭田から引離すことよって、この地域における闘争の発展を阻止しようとしたのである。このため三〇〇〇名以上の朝鮮人が厳冬の中を新潟市内の収容所で、帰還船を待つことになった。

びいたために帰還を断念する者も現われたほどだった。<sup>(48)</sup>

#### C 所持金

帰還する朝鮮人の所持金は各自の郵便貯金等の払戻し金<sup>(49)</sup>と、日帝、石炭個別資本から支給される厚生年金特殊脱退手当<sup>(51)</sup>、退職手当<sup>(52)</sup>、慰労金(徴用解除手当、徴用慰労金)<sup>(53)</sup>等の合計額であった。しかし、その額は多くなく「一般ニ稼働年限ニ比シ極メテ少額ノ貯蓄ヲ所持スルモノニシテ調査対象二十人ノ内壹千円以上ヲ所持スルハ僅ニ六人ニ過ギザル状況」<sup>(54)</sup>にあり、「千円やそこいらの所持金を持って帰ったのでは到底一、二ヶ月も暮せないで直ちに生活に困窮」<sup>(55)</sup>することが予想されていた。

#### 四 闘いの総括

八・一五解放直後の朝鮮人の闘いは、福島県内の日朝労働者階級、人民大衆の政治的目覚めを高め、闘争を促進させるのに大きく貢献した。朝鮮人の闘いは朝連下部機構の組織化や日本人の労働運動、労働組合結成に良い条件を作り出したばかりか、その後、「平事件」(一九四九年六月)に発展して行ったこの地域における日朝労働者階級間の連帯の萌芽がこの時育まれたといえよう。

A 福島県内朝鮮人への影響

日帝や独占資本の厳戒にもかかわらず、常磐炭田の朝鮮人の闘いは福島県内で働く多くの朝鮮人に大きな影響を与えた。たとえば遠く離れた会津地方の日本曹達(株)会津工場(耶麻郡磐梯町)の被徴用朝鮮人工員一四二名が十一月六日に朝連会津支部(十一月二日結成)の指導下、常磐炭礦(株)同様の要求書を会社側に提出し要求を勝ち取っている。<sup>(56)</sup> また日本鉱業(株)高玉鉱山(安達郡熱海町)の帰還日時をめぐる暴力事件<sup>(57)</sup>(一〇月二九日)も常磐炭田の闘いの影響とも考えられる。

また常磐炭田の朝鮮人の闘いは、福島県内在住朝鮮人の組織化を促した。朝連福島県本部が一〇月二二日に平警察署で結成された後、一月五日までに磐城、郡山、福島、会津、白河、中村の六支部が相次いで結成されている。<sup>(58)</sup> 朝連福島県本部が朝連中央とともに常磐炭田の闘いを指導するかわり、短日時に県内朝鮮人の組織化に成功したが、これにも常磐炭田の朝鮮人の闘いの影響があったものと思われる。

B 労組結成の促進

常磐炭田の朝鮮人の闘いは日本人鉱夫の政治的自覚を大いに高め、労働運動の発展と労働組合の結成を促進させる

大きな要因になった。常磐炭田で最も早く労働組合結成に成功した日曹福島炭礦(常磐鉱山労働組合赤井第一支部。一九四五年一月二四日結成)であったことは、八・一五解放直後の日曹赤井炭礦(日曹福島と同資本。ともに石城郡赤井村)の朝鮮人の闘いと無関係ではなかった。これに

関して 朝鮮人の紛争を会社が慰撫する為物品をバラまくに至り、これを見ていた日本人労働者が「朝鮮人に配給している物を我々にも……」という単純な動機が組合結成を促進したという事例が特に中小関係労組結成の事情に散見することは見逃し得ない<sup>(59)</sup>との見方もあるが、結果的には朝鮮人の闘いが常磐炭礦と並んで最も激しかった日曹鉱業系の炭鉱で労組結成が急速に進んだことは事実である。

さらに敗戦後、最も早い時期の各労働組合(労組未結成も含む)の要求事項には、いずれも物資配給の公正、食糧係の更送、賃金引上げ等を掲げており、先の朝鮮人による要求書の内容と共通点がみられる(表29)。また要求書を鉱夫代表が会社側に提出して回答期限を設定する方法も、朝鮮人の場合と類似している。加えて、一九四六年四月六月の高秋炭礦ストライキの発端となった「倉庫の調査点検」<sup>(60)</sup>は八・一五解放直後の常磐炭礦での朝鮮人の方法と酷似し

表29 敗戦直後の日本人鉱夫によるストライキ 1946年1月11日現在

No.	会社炭鉱	労働組合名	ストライキ		要求項目	会社側回答
			開始	終了		
1	日曹赤井	常磐鉱山労働組合・赤井第2支部	1945.12.6	12.11	A. 解雇労働者の復職 B. 日用品配給方法の改善、他10項目	A. 良好な労働者の復職は認め B. 承認
2	日曹福島	常磐鉱山労働組合・赤井第1支部	12.20	12.26	A. 坑内6時間労働制による食糧・配給物資の管理組合の早期結成、他18項目 B. 消費共同組合の結成	A. 承認 B. 不承認 C. 承認
3	大日本勿来	未結成	12.25	12.25	A. 会社幹部の解雇 B. 日用品配給方法の改善、他7項目	A. 不承認 B. 承認
4	常磐合同	未結成	1946.1.7	—	A. 賃金引上げ(採炭夫一日20円) B. 上記以外に50%の歩合支給 C. 食糧係の更送、他10項目	(折衝中)
5	高萩	未結成	1.8	1.8	A. 食糧係の更送 B. 配給物資の報告 C. 賃金引上げ、他10項目	A. 承認 B. 承認 C. 不承認 (折衝中)
6	矢郷	矢郷炭礦労働組合	1.8	1.8	A. 採炭夫の最低賃金を20円に引上げ B. 職員の給与を3倍に引上げ C. 日用品配給方法の改善 D. 職員の人権を認めよ	A. 承認 B. 不承認 (折衝中) C. 承認 D. 承認

出所：前表に同じ。

ていることも指摘できる。

C 日朝労働者階級間の連帯の萌芽

闘いを指導した金斗鎔自身が「その闘争によって獲得した食糧の増配の一部分を日本人労働者に分け与へたことが、日本人労働者によって朝鮮人労働者に対して非常に好感を抱かせ、また非常な好評を博した事実がある」と指摘し、また「常磐では衣料・食糧などの物資の——引用者——その半分を配給せしめ、残り半分は日本人労働者に即日配給することを約束させた。好問でも、差押えた購買会物資の半分を同様に日本人労働者に渡している」とあるように、まず朝鮮人の側

から連帯の手が差し伸べられた。

これに対して日本人鉱夫の一部は一〇月二十九日の湯本座での演説会に朝鮮人とともに参加したり、朝鮮人運動者に宿舎を提供する者まで現われている。<sup>(64)</sup> 二十九日の演説会が占領軍に弾圧、中止されなければ、日朝労働者階級間の連帯が民族排外主義を乗り越えて、具体的な共同闘争に発展して行く可能性もあったと思われる。

#### D 闘いにおける問題点

このように八・一五解放直後の朝鮮人の闘いは、日朝人民大衆間に連帯を実現するための有利な条件を作り出したが、しかし一方では闘争を通じて戦略上、戦術上いくつもの問題点も生み出され、闘いの発展を阻止する要因になった。

第一に、朝鮮人鉱夫が朝鮮半島への帰還を急ぐ余り、日帝や石炭独占資本との闘いが徹底できず、また朝鮮人の闘いの輪が全国的広がり発展する時間的條件を失う結果になったことである。即ち、全国の炭鉱地域を見た場合、中国人鉱夫の役割が大きかったとはいえ朝鮮への帰還が最後になった北海道の炭鉱で朝鮮人の闘いが最も激しく展開され、帰還が早かった九州、山口での闘いが低調だったという事実が指摘できよう。

常磐炭田の朝鮮人の急速な離山は福島県内の朝鮮人や九州、北海道、その他全国各地に動員されていた朝鮮人労働者との統一、団結を困難にし、要求書が日帝への統一した民族的要求にまで発展できずに、単に石炭個別資本ごとの要求に留まり、部分的成果を獲得するに終る原因になった。先の帰還朝鮮人の所持金問題も含めて、やはり「よしんば帰るにしてもわれわれ自身の生活擁護のために有利な条件を獲得してから帰るやうに、積極的に闘争しなければならぬ」<sup>(65)</sup> なかったのではなかったか。

また、日朝人民大衆間の連帯は発展の可能性を残したまま停滞を余儀なくされ、この地域での日朝人民大衆による共同闘争の実現は一九四九年六月の「平事件」まで待たなければならなかった。

第二に、日本共産党の階級闘争路線に基づいた金斗鎔ら闘争指導部の民族問題軽視が闘いの発展に悪影響を及ぼしたことである。金と今村らは「いくら民族的な利益が重大だからといって、これを階級の利益と混同するわけにはゆかない。両者が矛盾する時には階級の利益のために民族的利益はすてねばならない」との基本方針で、常磐炭田の朝鮮人の闘いを指導していたと思われる。その結果、「天皇制の打倒」(日本共産党行動綱領第一条)など当時の日共の政治方針の一部がそのまま常磐炭田の朝鮮人の闘争指

導に持ち込まれた。従って朝鮮人鉱夫の闘いを「日本革命」

の起爆剤として利用しようとする姿勢は見られても、そのぶん、常磐炭田の朝鮮人達が当面する民族的利益を優先的に獲得しようとする姿勢は弱くなった。この急進的な「天皇制打倒」スローガンは、一〇月二十九日の演説会中止、解散の直接原因となったり、民族排外主義を煽る日本人右翼勢力に格好の口実を与える結果となり、運動の発展にとって甚だ不利に作用しただけだったといえよう。

第三に、当時の日本共産党と朝連が占領軍を朝鮮民族にとつての解放軍と見なしてこれに過大な期待と幻想を抱いていたため、金斗鎔ら闘争指導部は占領軍の弾圧に対する防備、警戒が薄く、その結果、朝鮮人の闘いの発展に損害を与えたことである。それは一〇月二十七日に占領軍福島軍政部のヘース中佐に声明書提出を強要され、さらに二十九日にはシンバーガー中佐に金、今村が演説中止命令を受けた。ついに十一月八日に朝連福島県本部委員長の金鐘生が占領軍将校に検束された後も、金斗鎔は福島軍政部による弾圧に抗議しながらも「駐屯軍福島支隊の労働組合運動に対する処置がマッカーサー最高司令部の方針に忠実に基くことをわれわれは希望する」とし、依然としてマッカーサー最高司令部に対して民族解放軍としての役割を期待し、大きな幻想を抱いていたことに具体的に現れている。

#### 註

- (1) 国民労務手帳法(四一年三月)、労務調整令(四一年二月)、軍需会社徴用規則(四三年二月)等。
- (2) 被強制連行朝鮮人の逃走防止に関しては戦時中しばしば当局側が会議を開催しており、「移入朝鮮人労務者逃走防止対策要綱」(一九四二年八月六日)も厚生、内務、商工次官から依命通牒されている。
- (3) 入山採炭(株)の例(拙稿「日帝の朝鮮人炭礦夫支配について」参照)。
- (4) 常磐炭田では大手資本でさえ一九四四年頃まで家族手当支給がなかった。
- (5) (3)に同じ。
- (6) (3)に同じ。なお雇傭期間は協議の上更新できることになっていた(各社「就業案内」)。
- (7) 全国炭鉱で四万二五二一名、うち東部支部管内は九炭鉱で二四六四名と予想されていた(石炭統制会労務部文書)。
- (8) 「移入朝鮮人労務者契約期間延長指導要綱」(一九四四年三月二十七日)。
- (9) 石炭統制会東部支部文書による。
- (10) 一九四五年度も「期間満了移入朝鮮人労務者指導要領」によって契約満了朝鮮人は一年間の期間延長(徴用変更)を強要された。ただし常磐炭田の朝鮮人鉱夫の「帰還労務者団体申込」は、一九四五年五月頃まで依然継続されていた。
- (11) 磐城炭礦(株)「朝鮮人労務者身分表」。
- (12) 磐城炭礦(株)「新移入半島人調査表」では八項目がチェックされた。



戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い(長澤)

- (13) 内訳は半年報一、月報一〇、不定期報二(石炭統制会東部支部「石炭鉱業労務ニ関スル提出書類」一九四二年一月一日現在)。
- (14) 前出、木山茂彦。
- (15) 坂本利和雄。
- (16) 前出、金忠鎮。
- (17) 各炭鉱とも日本人寮、朝鮮人寮の賄料は同額であった。
- (18) ただし朝鮮人寮の閉鎖性が日本人鉱夫との共同闘争を妨げる役割を果たしていた。
- (19) 常磐炭礦での闘いが九月七日に始まったとの記述(『故郷はるかに』、『炭労十年史』炭労十年史編纂委員会 一九六三。いづれも秦点出——一九四四年一〇月に常磐湯本礦に動員された——の証言に基づく)は、月日と曜日が一致せず誤りである(一九四五年九月七日は金曜日である)。また「湯本朝鮮人会」(在日朝鮮人会)の存在も確認できない。さらに八・一五直後に朝鮮人鉱夫が鹿島礦収容の連合軍俘虜鉱夫(五六七名、うち将校九名——四五年六月三〇日現在数 陸軍省俘虜管理部署)からカイロ宣言や朝鮮問題の情報を得た(秦点出)ことは、ありえないことだった(前出、木山茂彦)という見方もある。
- (20) 帰還日時が明確になるまで従来通り就労するよう朝鮮人鉱夫に説得を金斗鎔に依頼した積りだった(木山茂彦)が、日共、朝連側はこれをオルグの絶好の機会と判断したようである。
- (21) 闘争の一連の経過は、拙稿「常磐炭田における朝鮮人労働者の闘争」、同「八・一五直後の朝鮮人炭礦夫の闘い」に詳しい。

- (22) 占領軍出動の要請は浜崎善三郎(常磐炭礦事務所長。一〇月二四日東京し、占領軍の援助を要請したようである「福島民報」四五年一〇月二六日付)によるのか、石炭統制会東部支部長の清宮一郎によるのか、判然としない。ただし湯本労組が占領軍に出動要請した事実は無く、前出「俺らの歩み」の記述(一〇四〜一〇八頁)と山田昭次の批判は誤りである。即ち、湯本礦労働組合(組合長、武藤武雄)の結成は翌四六年一月一日である。『俺らの歩み』では朝鮮人鉱夫による四五年一〇月の闘いと四六年一月二八日の闘いを一部混同しており、誤記も多い。山田の批判は『福島県労働運動史・戦後編第一巻』執筆者の庄司吉之助に対するものだが(『湯本労組が米軍の出動まで求めたことに一言もふれてない』云々。「八・一五における朝鮮人と日本人」『季刊三千里』八号所収一九七六)、先の理由からこの批判も当たらない。
- (23) 石炭統制会東部支部文書。
- (24) 拙稿「八・一五直後の朝鮮人炭礦夫の闘い」参照。
- (25) 前註に同じ。
- (26) 『福島県労働運動史・戦後編第一巻』参照。
- (27) 23に同じ。
- (28) 23に同じ。
- (29) 23に同じ。
- (30) 23に同じ。
- (31) 23に同じ。
- (32) 会社側に要求書を提出したのはこの外に関本、山一、上山田、大日本勿来で常磐炭田で合わせて六炭鉱に上り、このう

ち回答書を引き出せたのは常磐と日曹赤井が確認される。

- (33) 以下、石炭統制会東部支部文書による。
- (34) 要求書の詳細な内容は不明。
- (35) 前註に同じ。
- (36) 回答書全文は、拙稿「八・一五直後の朝鮮人炭礦夫の闘い」参照。
- (37) 34に同じ。
- (38) 34に同じ。
- (39) 34に同じ。
- (40) こうした朝鮮人を「ヤミ輸送」で高萩駅から博多、下関まで引率し、釜山港に帰した。また山口県内の小さな漁港から帰したこともあり、朝鮮人は会社社内預金を全部下ろし、送別会も行なった(常磐中郷礦労務職員の渡辺三郎による)。
- (41) この報告書では常磐炭田を復旧させるために、「朝鮮人の急速帰還」を第一にあげていた(外務省編『初期対日占領政策・朝海浩一郎報告書』上 四〇頁 一九七八)。
- (42) この中には「同僚と別れて別便での出発を希望」する常磐炭礦長倉寮の朝鮮人通訳の三上輝の一家八名も含まれていた。
- (43) 『初期対日占領政策・朝海浩一郎報告書』上 四五〜四六頁。なお一月八日の会議の席上、バラード大佐は、日本警察をGHQのエージェントとして、朝鮮人、共産主義者らの治安攪乱者を躊躇なく逮捕拘束するよう指示している(同、四六頁)。従って一月八日の金鐘生の検束はこの指示に基づくとと思われる。
- (44) 詳細は、拙稿「戦時下南樺太の被強制連行朝鮮人炭礦夫に ついて」参照。

- (45) 少なくとも一二月四日頃までは市内の海員養成所、華工管理事務所その他に収容され「しだいに寒気加わり郷愁と孤独の中で忙しく過ごしていた」ことが確認できる(『新潟日報』一九四五年一月二四日付)。
- (46) 古河鉱業(株)好間鉱業所「営業決算書」。
- (47) 『炭労十年史』六一頁。
- (48) 従って朝鮮上陸は一九四六年に入ってからと推定される。一方、新潟まで引率した会社労務職員は全員が一月二〇日までに出張先から帰任しており(常磐炭礦(株)職員給与台帳)、無責任性が明らかである。
- (49) 朝鮮人の一部は再び常磐炭田に戻り、一九四六年一月二八日の闘い(湯本礦労組書記長代理の佐藤善雄を軟禁した。佐藤は自称、戦前の日共黨員で、戦時中は青葉寮の寮長、労務助手をした)に参加した。
- (50) たとえば古河好間炭礦では一九四五年一〇月〜四六年三月の全鉱員分の郵便貯金払出高は、一一万〇一一九円九二銭だった(営業決算書)。
- (51) 被保険者タリシ期間六月以上一年未満は平均標準報酬日額の一日五分、一年以上二年未満は三〇日分、二年以上三年未満は五〇日分支給とされ(石炭統制会東部支部文書)、たとえば古河好間炭礦では、八万四六二四円八〇銭が支出されている(営業報告書)。
- (52) 各社ごとに異なるが、磐城炭礦では勤続二年以上を対象者とした(就業案内)。
- (53) 慰労金(徴用解除手当)は標準月額又ハ最近三ヶ月ノ平均収入月額が支給された。さらに新規被徴用者には徴用慰労金

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長澤）

- 一〇〇円が支給された（石炭統制会東部支部文書）。
- 64 福島県警察部文書。
- 65 金斗鎔「日本における朝鮮人問題」（日本共産党『前衛』一卷一号 一九四六、二）。なお常磐炭礦(株)労務課の未払い賃金三五万余円が福島地方事務局に供託されているとの見方もあり（『故郷はるかに』七五頁。ただし筆者は確認できない）、何らかの理由で日帝、石炭個別資本からの支給金が朝鮮人個人に届かなかったのかも知れない。
- 66 『福島県労働運動史』四四～四五頁。
- 67 『在日朝鮮人史研究』三号の巻末資料（『福島県警察部・朝鮮人・中国人の動向調査——昭和二〇年一〇月——』参照。「福島民報」一九四五年一月九日付。
- 68 『福島県労働運動史』三五頁。
- 69 たまたま一九四六年三月末倉庫にあった作業衣の盗難事件を端緒に、労働組合側が倉庫の調査点検を要求。拒絶されるや多数の組合員が倉庫に押しかけ毛布、作業衣を持ち出し、一般労働者に配給するに至った（高萩炭礦(株)高萩炭礦労働争議の経過・一九四六年四月二八日）。
- 61 65)に同じ。
- 62 『炭労十年史』六一頁。古河好間の朝鮮人鉱夫（鄭楽源）も同内容の証言をしている。
- 63 参加者は四〇〇名で、日本人と朝鮮人と半数ずつだったという（『福島民報』一九四五年一〇月三二日付）。
- 64 旧日本無産党関係者の加藤木誠一郎（福島県警察部文書に於て）。
- 65 65)に同じ。

- 66 金斗鎔「朝鮮人運動の正しい発展のために」（日本共産党『前衛』一六号 一九四七、五）。
- 67 新聞「赤旗」三号（一九四五年一月二二日付）の「常磐炭礦争議報告——成功の面と失敗の面——」。記事執筆者は金斗鎔と見られる。

本稿は立教大学文学研究科博士課程後期課程予備論文「常磐炭田の被強制連行朝鮮人に関する実証的研究」（一九八五年度提出）に加筆訂正したものである。ただし紙数の関係で、統計表と引用資料は一部割愛した。

本稿作成の際は証言者を始め、多くの方々にお世話になった。とくに資料、現地調査の面で楢戸静雄、里見庫男の両氏には御面倒をおかけした。ここに記して感謝致します。御指導頂いた立教大学の山田昭次教授、粟屋憲太郎教授にも併せて感謝致します。

（立教大学文学研究科史学専攻博士課程後期課程）

一九八六年度立教大学史学会大会報告

一九八六年度立教大学史学会大会は、十一月二十九日午後、本学十二号館第二会議室で左記の通り、研究報告、総会の順で行なわれた。

研究報告

自由論題

「古代村落における祓について」 宮瀧 交二  
「敗戦後の中小商業者意識―倉本長治『商業界ゼミ』を中心に―」 黒崎 征佑

海外研究報告

「東アフリカの牧畜民」 佐藤 俊  
「東ドイツの歴史学と文書館」 木村 靖二  
「古代ローマ史の世界」 高橋 秀

総会

総会では一九八五年度の活動報告、会計報告、監査報告、一九八六年度の予算案が承認され、会長として石橋秀雄教授が選ばれた。

(富田虎男記)